

改正案	現行
<p>（債権管理回収業の範囲等）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第二十四号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハの要件を全て満たす契約に基づいて行なわれる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十二項に規定する子会社をいう。）として有する場合には、前項の収入の額には、当該会社の子会社の収入の額を含むものとする。</p>	<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p>